

議案第5号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び東 広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正について

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び東広島市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成30年3月15日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

平成30年4月に開校する龍王小学校を松賀中学校に設置する学校事務センターの関連校として位置付け、学校事務センターの設置校と関連校を同一の中学校区の小中学校で再編するため、寺西小学校及び御菌宇小学校に係る学校事務センターを変更するほか、事務の効率化及び簡略化を目的とした別記様式の整理を行うとともに、学校教育法の実施に関する小中学校及び幼稚園の規定を整備するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び東広島市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び東広島市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

(東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正)

第1条 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の2に次のただし書を加える。

ただし、東広島市学校運営協議会規則(平成30年東広島市教育委員会規則第 号)の規定により学校運営協議会が置かれている小中学校については、この限りでない。

第3条の3第1項中「及び前条の規定により評価を行った場合はその結果」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条の規定により評価を行った場合について準用する。

第20条の2中「省令第53条」の右に「、第56条の2(省令第79条において準用する場合を含む。)」を加える。

第25条第2項中「承認申請書」を「教材使用承認申請書(別記様式第17号)」に改める。

第26条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による届出は、教材を使用しようとする日の7日前までに、教材使用届(別記様式第18号)を教育委員会に提出してするものとする。

第27条中「省令第54条」の右に「（省令第79条において準用する場合を含む。）」を加える。

第29条中「省令第58条」の右に「（省令第79条において準用する場合を含む。）」を加え、「別記様式第17号」を「別記様式第19号」に改める。

第30条の5第1項中「、養護講師、介助指導員及び教育補助員」を「及び養護講師」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第35条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、東広島市学校運営協議会規則の規定により学校運営協議会が置かれている小中学校については、この限りでない。

第35条の2第3項中「学校評議員は」の右に「、学校ごとに5人以内とし」を加え、同条第4項中「の設置及び運営について」を「に関し」に改める。

第39条第4項を次のように改める。

4 校長は、学校の警備及び防災に関し、毎年度、次に掲げる事項について計画書を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。

- (1) 防災組織に関する事項
- (2) 防災に関する設備及び施設の整備及び点検の状況
- (3) 火気の取締りに関する事項
- (4) 防災訓練に関する事項
- (5) 盗難の予防に関する事項
- (6) 災害が発生した際の警備に関する事項
- (7) 非常変災の場合の児童又は生徒の安全のための措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、警備及び防災に関し必要な事項

第39条第5項中「学校防災警備計画書」を「計画書」に改める。

第42条第1項中「児童・生徒数」を「児童又は生徒の数」に改める。

別表中

「

東広島市立西条小学校
東広島市立寺西小学校
東広島市立東西条小学校
東広島市立西条中学校

」を「

東広島市立西条小学校
東広島市立東西条小学校
東広島市立御菌宇小学校
東広島市立龍王小学校
東広島市立西条中学校

」に、

「

東広島市立郷田小学校
東広島市立板城小学校
東広島市立三永小学校
東広島市立御菌宇小学校
東広島市立三ツ城小学校
東広島市立向陽中学校

」

「

東広島市立寺西小学校
東広島市立郷田小学校
東広島市立板城小学校
東広島市立三永小学校
東広島市立三ツ城小学校
東広島市立向陽中学校

」

を


に改め

る。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第4条関係）

（表）

<p>（住所）</p> <p>（氏名）</p> <p style="text-align: center;">さん</p> <p style="text-align: center;">保護者 様</p> <p style="text-align: center;">学校</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">入学期日及び学校指定通知</div> <p style="text-align: center;">〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市教育委員会 学校教育部学事課 TEL (082) 420-0975</p>	<p>入学期日及び学校指定通知書</p> <p>学校教育法施行令第5条第1項及び第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定により通知しますので、下記のとおり児童・生徒を入学させていただきます。</p> <p>入学児童 生徒氏名</p> <p>生年月日</p> <p>性 別</p> <p>入学学校名 東広島市立 学校</p> <p>入学期日 平成 年 月 日</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>東広島市教育委員会 </p>
---	--

（裏）

<p>1 入学式の日時及び入学準備については、別途校長から案内があります。</p> <p>2 転出、転居等で住所を変更された場合又は氏名を変更された場合は、学事課に連絡してください。</p> <p>3 東広島市立の学校以外の学校（国立・県立・私立）に入学される場合は、この通知書に入学する学校の「入学承諾書」を添えて学事課に申し出てください（郵送も可）。</p> <p>4 住所により小・中学校の指定をしていますが、保護者は指定学校の変更についての申立てをすることができます。申立ては学事課で受け付けます（印鑑要）。 なお、学級数等の把握のため、2月末日までにお申出ください。</p> <p style="text-align: center;">指定学校の変更を認める主な事由は、次のとおりです。 （学校施設の状況により制限することがあります。）</p> <p>① 指定学校まで一定の距離があり、隣接する学校に近い場合</p> <p>② 住宅の新築中で、住民票の異動予定地の学校に先行して通う場合</p> <p>③ 指定学校において希望する部活動がない場合 （希望の部活動のある学校のうち、自宅から最も近い中学校）</p> <p>その他の事由については、東広島市教育委員会学事課にお問い合わせください。</p>
--

別記様式第3号中「東広 第 号」を削る。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「(文書番号)」を削る。

別記様式第11号中「No. _____」を削る。

別記様式第12号中「(文書番号)」を削る。

別記様式第13号中「(文書番号)」及び「罫」を削る。

別記様式第14号中「(文書番号)」及び「罫」を削る。

別記様式第14号の2の1の様式中「(文書番号)」及び「罫」を削り、

「

道	徳
総合的な学習の時間	

」を「

特別の教科	道徳
外国語活動	

」に、

「

外国語活動						
-------	--	--	--	--	--	--

」を

「

総合的な学習の時間						
-----------	--	--	--	--	--	--

」に

改め、同様式注1中「道徳、総合的な学習の時間、外国語活動」を「特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間」に改め、同様式注2中「指導時間数」を「指導に相当する授業時数」に、「の時間数」を「に相当する授業時数」に改める。

別記様式第14号の2の2の様式中「(文書番号)」及び「罫」を削り、同様式中注4を注5とし、注3を注4とし、同様式注2中「時数は」を「時数については」に改め、同注を同様式注3とし、同様式注1の次に次のように加える。

2 国語の欄の()については書写の指導に相当する授業時数を内数で記入すること。

別記様式第14号の3の1の様式中「(文書番号)」及び「罫」を削る。

別記様式第14号の3の2の様式中「(文書番号)」及び「圖」を削り、

「	「	「	「	「	「
」	」	を	に、	」	」
」	」	」	」	」	」
」	」	を	に改め、同様式	」	」
」	」	」	」	」	」

注2中「における」を「において」に、「入れる」を「入れること」に改める。

別記様式第14号の3の3の様式中「(文書番号)」及び「圖」を削り、

「	「	「	「	「	「
」	」	を	に、	」	」
」	」	」	」	」	」
」	」	を	に、	」	」
」	」	」	」	」	」
」	」	を	に改め、同様式	」	」
」	」	」	」	」	」

注1中「児童」を「生徒」に改め、同様式注2中「における」を「において」に改め、同様式に次のように加える。

4 障害に応じた特別の指導の場合

障害に応じた特別の指導に係る教育課程に関する届

平成 年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 小学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、平成 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

(a) 通常の学級の教育課程

区 分		年 間 授 業 時 数					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国 語						
	社 会	—	—				
	算 数						
	理 科	—	—				
	生 活			—	—	—	—
	音 楽						
	図 画 工 作						
	家 庭	—	—	—	—		
	体 育						
特別の教科 道徳							
外 国 語 活 動		—	—				
総合的な学習の時間		—	—				
特 別 活 動	学 級 活 動						
	児 童 会 活 動	()	()	()	()	()	()
	ク ラ ブ 活 動						
	学 校 行 事	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()

注 1 各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び計の欄には、年間授業時数を記入すること。

2 特別活動のうち、児童会活動及び学校行事に充てる時数については、()内に記入すること。

(b) 通級による指導の教育課程

区 分		年 間 授 業 時 数					
		第 学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年
		児 童 1	児 童 2	児 童 3	児 童 4	児 童 5	児 童 6
教 科	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図 画 工 作						
	家 庭						
	体 育						
通級による指導							
特別の教科 道徳							
外国語活動							
総合的な学習の時間							
特 別 活 動	学 級 活 動						
	児 童 会 活 動	()	()	()	()	()	()
	ク ラ ブ 活 動						
	学 校 行 事	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()

注 1 通級による指導を受ける児童が、特定の教科又は領域を欠くことのないようにすること。

2 通級による指導を受ける児童の週当たりの時間数は、1時間から3時間までとするが、週8時間を限度として、各教科の補充指導を含むことができる。その場合、単なる教科補充にならないように留意すること。

3 年度の途中から通級による指導を始める場合及び途中で通級による指導の教育課程を変更する場合は、年間授業時数欄に週授業時数を記入すること。

4 特別活動のうち、児童会活動及び学校行事に充てる時数については、()内に記入すること。

5 余白部分に、通級による指導の開始日を記入すること。

5 日本語教育の場合

(1) 届出

日本語教育のための教育課程に関する届

平成 年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、平成 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり編成するので、届け出ます。

指導内容：①サバイバル日本語②日本語基礎③技能別日本語④日本語と教科の統合学習⑤教科の補習

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容							指導時間	指導形態	指導者
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他	指導期間		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
										週 時間		
										平成 年 月～		
【備考欄】												

5 日本語教育の場合

(2) 実施報告

日本語教育のための教育課程に関する実施報告

平成 年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 学校長

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第20条の2の規定により、平成 年度の教育課程（授業時数）を次のとおり実施したので、報告します。

指導内容：①サバイバル日本語②日本語基礎③技能別日本語④日本語と教科の統合学習⑤教科の補習

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容							総指導時間	指導形態	指導者
			学習段階	①	②	③	④	⑤	その他	指導期間		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
										時間		
										平成 年 月～平成 年 月		
【備考欄】												

別記様式第15号中「(文書番号)」及び「罫」を削る。

別記様式第16号中「(文書番号)」及び「罫」を削る。

別記様式第17号及び別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第17号（第25条関係）

教材使用承認申請書

平成 年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 学校長

次の教材を使用したいので、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第25条第2項の規定により申請します。

使用単位 (学年、学級等)	教材を使用する 教科等の名称	教材の名称	編著者名	発行所名	購入価格 (円)	使用の目的及び理由	使用部数 (部)	使用期間	
								自	至
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日
								平成 年 月 日	平成 年 月 日

別記様式第18号（第26条関係）

教材使用届

平成 年 月 日

東広島市教育委員会 様

東広島市立 学校長

次の教材を使用するので、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第26条第2項の規定により届け出ます。

使用単位 (学年、学級等)	教材を使用する 教科等の名称	教材の名称	教材の内容	編著者名	発行所名	購入価格 (円)	使用の目的及び理由	使用部数 (部)	使用期間	
									自	至
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日
									平成 年 月 日	平成 年 月 日

別記様式第 18 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第19号（第29条関係）

第	号	
卒 業 証 書		
校印	氏 名	
	平成 年 月 日生	
小（中）学校の全課程を修了したことを証する		
平成 年 月 日		
広島県東広島市立	学校長	印

注 児童又は生徒が外国人住民である場合にあっては、「平成 年 月 日」とあるのは、「 年 月 日」と読み替えるものとし、外国人住民に係る住民票の生年月日の記載方式により記載するものとする。

(東広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正)

第2条 東広島市立幼稚園管理運営規則(昭和51年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第22条・第23条」に改める。

第19条第3項中「学校評議員は」の右に「、幼稚園ごとに5人以内とし」を加え、同条第4項中「学校評議員の定数、任期その他」を削る。

第22条を第23条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(準用)

第22条 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和49年東広島市教育委員会規則第8号)第13条、第21条、第23条、第24条、第26条、第27条、第34条、第35条、第38条、第39条、第41条及び第42条の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、第13条第1項及び第2項、第21条第3項及び第4項、第26条第1項、第27条、第34条、第35条、第38条、第39条並びに第42条中「校長」とあるのは「園長」と、第13条第1項、第21条第1項、第27条、第39条第4項第7号並びに第42条第1項及び第5項第3号から第5号までの規定中「児童又は生徒」とあり、同項第1号及び第2号中「児童、生徒」とあるのは「幼児」と、第21条第1項、第23条、第24条、第26条第1項及び第38条中「小中学校」とあるのは「幼稚園」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）新旧対照表【抜粋】

新	旧
<p>—略— （学校関係者評価） 第3条の2 小中学校は、前条第1項に規定する評価の結果を踏まえた当該小中学校の児童又は生徒の保護者その他の当該小中学校の関係者（当該小中学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。<u>ただし、東広島市学校運営協議会規則（平成30年東広島市教育委員会規則第1号）の規定により学校運営協議会が置かれている小中学校については、この限りでない。</u></p> <p>（評価結果の報告） 第3条の3 小中学校は、第3条第1項に規定する評価の結果を、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。</p>	<p>—略— （学校関係者評価） 第3条の2 小中学校は、前条第1項に規定する評価の結果を踏まえた当該小中学校の児童又は生徒の保護者その他の当該小中学校の関係者（当該小中学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>（評価結果の報告） 第3条の3 小中学校は、第3条第1項に規定する評価の結果<u>及び前条の規定により評価を行った場合はその結果</u>を、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。</p>
<p><u>2 前項の規定は、前条の規定により評価を行った場合について準用する。</u></p>	
<p>—略— （特別な教育課程の編成） 第20条の2 校長は、省令第53条、<u>第56条の2（省令第79条において準用する場合を含む。）</u>、第138条及び第140条の規定により、特別な教育課程を編成するときは、教育課程に関する届（別記様式第14号の3）により、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>—略— （教材の承認）</p>	<p>—略— （特別な教育課程の編成） 第20条の2 校長は、省令第53条、第138条及び第140条の規定により、特別な教育課程を編成するときは、教育課程に関する届（別記様式第14号の3）により、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>—略— （教材の承認）</p>
<p>第25条 校長は、小中学校において教科書の発行されていない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき又は道徳の教材として図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の承認を受けようとするときは、教育委員会が特に認める場合のほか、<u>教材使用承認申請書（別記様式第17号）</u>に当該教材の見本を添えて使用しようとする日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（教材の届出）</p>	<p>第25条 校長は、小中学校において教科書の発行されていない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき又は道徳の教材として図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の承認を受けようとするときは、教育委員会が特に認める場合のほか、<u>承認申請書</u>に当該教材の見本を添えて使用しようとする日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（教材の届出）</p>
<p>第26条 校長は、小中学校において次に掲げる教材を14日以上にわたって計画的かつ継続的に使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け</p>	<p>第26条 校長は、小中学校において次に掲げる教材を14日以上にわたって計画的かつ継続的に使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け</p>

新	旧
<p>出なければならない。</p> <p>(1) 副読本、解説書、資料集その他参考書</p> <p>(2) 各種のワークブック（学習帳、練習帳、日記帳等）</p> <p><u>2 前項の規定による届出は、教材を使用しようとする日の7日前までに、教材使用届（別記様式第18号）を教育委員会に提出してするものとする。</u></p> <p>（履修教科の特別措置）</p> <p>第27条 校長は、省令第54条（<u>省令第79条において準用する場合を含む。</u>）の規定により、児童又は生徒の心身の状況に適合するよう教科履修に関し特別の措置をしようとするときは、あらかじめ児童又は生徒の保護者の意見を聴かなければならない。</p> <p>—略—</p> <p>（卒業証書）</p> <p>第29条 省令第58条（<u>省令第79条において準用する場合を含む。</u>）の卒業証書は、<u>別記様式第19号</u>のとおりとする。</p> <p>—略—</p> <p>第30条の5 小中学校に必要があるときは、講師<u>及び養護講師</u>を置く。</p> <p>2 講師は、主として技能に関する教育に従事する。</p> <p>3 養護講師は、児童生徒の養護に従事する。</p> <p>—略—</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第35条の2 小中学校に学校評議員を置く。<u>ただし、東広島市学校運営協議会規則の規定により学校運営協議会が置かれている小中学校については、この限りでない。</u></p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、<u>学校ごとに5人以内とし</u>、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委</p>	<p>出なければならない。</p> <p>(1) 副読本、解説書、資料集その他参考書</p> <p>(2) 各種のワークブック（学習帳、練習帳、日記帳等）</p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出をする場合に準用する。この場合において、「承認を受けようとする」とあるのは「届出をする」と、「承認申請書に当該教材の見本を添えて」とあるのは「届出書を」と、「30日」とあるのは「7日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（履修教科の特別措置）</p> <p>第27条 校長は、省令第54条の規定により、児童又は生徒の心身の状況に適合するよう教科履修に関し特別の措置をしようとするときは、あらかじめ児童又は生徒の保護者の意見を聴かなければならない。</p> <p>—略—</p> <p>（卒業証書）</p> <p>第29条 省令第58条の卒業証書は、<u>別記様式第17号</u>のとおりとする。</p> <p>—略—</p> <p>第30条の5 小中学校に必要があるときは、講師、<u>養護講師、介助指導員及び教育補助員</u>を置く。</p> <p>2 講師は、主として技能に関する教育に従事する。</p> <p>3 養護講師は、児童生徒の養護に従事する。</p> <p><u>4 介助指導員は、児童生徒の介助及び指導に従事する。</u></p> <p><u>5 教育補助員は、児童生徒の教育補助に従事する。</u></p> <p>—略—</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第35条の2 小中学校に学校評議員を置く。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</p>

新	旧
<p>員会が委嘱する。</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、学校評議員<u>に関し</u>必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>—略—</p> <p>(学校の防災、警備及び衛生管理)</p> <p>第39条 校長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する防火管理者及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条第1項に規定する衛生管理者又は同法第12条の2に規定する衛生推進者を選任するものとする。</p> <p>2 校長は、防火管理者及び衛生管理者又は衛生推進者を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 校長は、学校の防災及び警備に関し、職員の職務の分担を定めなければならない。</p> <p>4 <u>校長は、学校の警備及び防災に関し、毎年度、次に掲げる事項について計画書を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>防災組織に関する事項</u></p> <p>(2) <u>防災に関する設備及び施設の整備及び点検の状況</u></p> <p>(3) <u>火気の取締りに関する事項</u></p> <p>(4) <u>防災訓練に関する事項</u></p> <p>(5) <u>盗難の予防に関する事項</u></p> <p>(6) <u>災害が発生した際の警備に関する事項</u></p> <p>(7) <u>非常変災の場合の児童又は生徒の安全のための措置</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、警備及び防災に関し必要な事項</u></p> <p>5 校長は、消防法第8条第1項に規定する消防計画及び前項の<u>計画書</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>—略—</p> <p>(報告事項)</p> <p>第42条 校長は、毎月1日現在における学級数、<u>児童又は生徒の数</u>及び職員数並びに毎月におけるそれらの異動状況等を毎月3日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2～5 —略—</p> <p>—略—</p> <p>別表(第30条の7関係)</p>	<p>4 前3項に掲げるもののほか、学校評議員<u>の設置及び運営について</u>必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>—略—</p> <p>(学校の防災、警備及び衛生管理)</p> <p>第39条 校長は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する防火管理者及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第12条第1項に規定する衛生管理者又は同法第12条の2に規定する衛生推進者を選任するものとする。</p> <p>2 校長は、防火管理者及び衛生管理者又は衛生推進者を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 校長は、学校の防災及び警備に関し、職員の職務の分担を定めなければならない。</p> <p>4 <u>校長は、盗難予防、災害時の警備、非常変災の場合の児童又は生徒の安全のための措置その他学校の警備に関し必要な事項について、学校防災警備計画書(別記様式第18号)を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。</u></p> <p>5 校長は、消防法第8条第1項に規定する消防計画及び前項の<u>学校防災警備計画書</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>—略—</p> <p>(報告事項)</p> <p>第42条 校長は、毎月1日現在における学級数、<u>児童・生徒数</u>及び職員数並びに毎月におけるそれらの異動状況等を毎月3日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2～5 —略—</p> <p>—略—</p> <p>別表(第30条の7関係)</p>

新		旧	
学校事務センター設置校	関連校	学校事務センター設置校	関連校
東広島市立八本松中学校	東広島市立川上小学校 東広島市立原小学校 東広島市立吉川小学校 東広島市立八本松小学校 東広島市立平岩小学校 東広島市立磯松中学校 東広島市立もみじ小学校 東広島市立もみじ中学校	東広島市立八本松中学校	東広島市立川上小学校 東広島市立原小学校 東広島市立吉川小学校 東広島市立八本松小学校 東広島市立平岩小学校 東広島市立磯松中学校 東広島市立もみじ小学校 東広島市立もみじ中学校
東広島市立志和中学校	東広島市立西志和小学校 東広島市立志和堀小学校 東広島市立東志和小学校	東広島市立志和中学校	東広島市立西志和小学校 東広島市立志和堀小学校 東広島市立東志和小学校
東広島市立松賀中学校	東広島市立西条小学校 東広島市立東西条小学校 <u>東広島市立御菌宇小学校</u> <u>東広島市立龍王小学校</u> 東広島市立西条中学校	東広島市立松賀中学校	東広島市立西条小学校 東広島市立寺西小学校 東広島市立東西条小学校 東広島市立西条中学校
東広島市立中央中学校	<u>東広島市立寺西小学校</u> 東広島市立郷田小学校 東広島市立板城小学校 東広島市立三永小学校 東広島市立三ツ城小学校 東広島市立向陽中学校	東広島市立中央中学校	 東広島市立郷田小学校 東広島市立板城小学校 東広島市立三永小学校 東広島市立御菌宇小学校 東広島市立三ツ城小学校 東広島市立向陽中学校
東広島市立高美が丘小学校	東広島市立小谷小学校 東広島市立高屋東小学校 東広島市立高屋西小学校 東広島市立造賀小学校 東広島市立高屋中学校 東広島市立高美が丘中学校	東広島市立高美が丘小学校	東広島市立小谷小学校 東広島市立高屋東小学校 東広島市立高屋西小学校 東広島市立造賀小学校 東広島市立高屋中学校 東広島市立高美が丘中学校
東広島市立黒瀬中学校	東広島市立板城西小学校 東広島市立上黒瀬小学校 東広島市立乃美尾小学校	東広島市立黒瀬中学校	東広島市立板城西小学校 東広島市立上黒瀬小学校 東広島市立乃美尾小学校

新		旧	
	東広島市立中黒瀬小学校 東広島市立下黒瀬小学校		東広島市立中黒瀬小学校 東広島市立下黒瀬小学校
東広島市立福富中学校	東広島市立竹仁小学校 東広島市立久芳小学校 東広島市立豊栄小学校 東広島市立豊栄中学校	東広島市立福富中学校	東広島市立竹仁小学校 東広島市立久芳小学校 東広島市立豊栄小学校 東広島市立豊栄中学校
東広島市立河内中学校	東広島市立河内小学校 東広島市立入野小学校 東広島市立河内西小学校	東広島市立河内中学校	東広島市立河内小学校 東広島市立入野小学校 東広島市立河内西小学校
東広島市立安芸津中学校	東広島市立木谷小学校 東広島市立三津小学校 東広島市立風早小学校	東広島市立安芸津中学校	東広島市立木谷小学校 東広島市立三津小学校 東広島市立風早小学校
別記様式	—略—	別記様式	—略—

東広島市立幼稚園管理運営規則（昭和51年東広島市教育委員会規則第3号）新旧対照表【抜粋】

新	旧
<p>目次 第1章～第7章 一略一 第8章 雑則（<u>第22条・第23条</u>） 附則 一略一 （学校評議員）</p> <p>第19条 幼稚園に、学校評議員を置く。 2 学校評議員は、園長の求めに応じ、幼稚園の運営に関し意見を述べることができる。 3 学校評議員は、<u>幼稚園ごとに5人以内とし</u>、当該幼稚園の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、園長の推薦により、教育委員会が委嘱する。 4 前3項に掲げるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 一略一 <u>（準用）</u></p> <p><u>第22条 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第8号）第13条、第21条、第23条、第24条、第26条、第27条、第34条、第35条、第38条、第39条、第41条及び第42条の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、第13条第1項及び第2項、第21条第3項及び第4項、第26条第1項、第27条、第34条、第35条、第38条、第39条並びに第42条中「校長」とあるのは「園長」と、第13条第1項、第21条第1項、第27条、第39条第4項第7号並びに第42条第1項及び第5項第3号から第5号までの規定中「児童又は生徒」とあり、同項第1号及び第2号中「児童、生徒」とあるのは「幼児」と、第21条第1項、第23条、第24条、第26条第1項及び第38条中「小中学校」とあるのは「幼稚園」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（園長への委任）</p> <p><u>第23条</u> この規則の実施に関して必要な事項は、園長が別に定める。</p>	<p>目次 第1章～第7章 一略一 第8章 雑則（<u>第22条</u>） 附則 一略一 （学校評議員）</p> <p>第19条 幼稚園に、学校評議員を置く。 2 学校評議員は、園長の求めに応じ、幼稚園の運営に関し意見を述べることができる。 3 学校評議員は、当該幼稚園の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、園長の推薦により、教育委員会が委嘱する。 4 前3項に掲げるもののほか、<u>学校評議員の定数、任期その他</u>学校評議員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 一略一</p> <p>（園長への委任）</p> <p><u>第22条</u> この規則の実施に関して必要な事項は、園長が別に定める。</p>